別紙２

八王子市障害者計画（中間見直し）及び第８期障害福祉計画・第４期障害児福祉計画（素案）説明資料

令和８年（2026年）11月

本市では、障害者施策を総合的かつ一体的に推進するため、以下の３つの計画を一体的に策定しています。

八王子市障害者計画	八王子市障害福祉計画	八王子市障害児福祉計画
障害者基本法に規定される「市町村障害者計画」であり、計画の策定にあたっては、国の障害者基本計画及び東京都の障害者基本計画を基本に定める、市の障害者の状況等を踏まえた施策に関する基本的な計画です。	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づき、障害福祉サービス、相談支援及び市の地域生活支援事業の提供体制を整備し、自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施の確保を目的に策定する計画です。	児童福祉法に基づき、障害児通所支援、障害児入所支援及び障害児相談支援の提供体制を整備し、障害児通所支援等の円滑な実施の確保を目的に策定する計画です。

１　中間見直しの趣旨

現行計画策定後の法制度改正や社会情勢の変化、障害者地域自立支援協議会での検討結果及び計画の進捗評価を踏まえ、中間見直しを行います。

２　計画（素案）の概要

（１）基本目標・基本方針等

ア　基本目標（現行計画を継承）

全ての障害者が、必要な支援を受け、社会参加し、地域で、安定し、充実した自立生活ができるまちづくり

イ　基本方針（現行計画を継承）

（ア）安心して暮らせる地域づくり

～地域生活への移行と自立した暮らしを支援する環境の整備

（イ）ともに学び、働き、社会参加できる地域社会に

～教育・労働・社会活動への参加を支援する体制の充実

（ウ）ともに支えあえる地域社会の実現を

～地域でともに支えあう社会の実現と障害者の権利擁護

ウ　基本方針を支える柱（目指す姿）（現行計画を継承）

（ア）柱１：一人ひとりに応じた適切な支援

（イ）柱２：地域サービスの充実・地域生活への移行支援

（ウ）柱３：地域で支えあい、活躍できる環境整備

（エ）柱４：インクルーシブ社会の推進

（オ）柱５：質の高い生活環境の提供

エ　施策項目（現行計画を継承）

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目
柱１ 一人ひとりに応じた適切な支援	①相談体制の強化	1 地域生活支援拠点等の運用
		2 障害者ケアマネジメントの充実
		3 日常生活に関する相談・情報提供体制の拡充
		4 障害者引きこもり対策
		5 住宅設備改善に関する相談の充実
		6 ライフステージに即した支援の充実
	②保健・医療サービスの充実	7 保健福祉サービスの充実
		8 早期発見・早期治療体制の整備
		9 医療連携の推進
		10 救急医療体制等の充実
		11 医療の整備
		12 医療費に対する支援
		13 福祉・保健・医療の連携体制の推進

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目
柱２ 地域サービスの充実・地域生活への移行支援	①地域生活への移行	14 病院・施設等から地域への移行推進
		15 当事者活動支援
		16 居住支援事業の充実
	②障害児のサービス提供体制の構築	17 障害児への支援の充実
		18 重症心身障害児・医療的ケア児への支援
		19 発達障害児への支援
		20 難聴児への支援
		21 障害児保育の充実
		22 障害児の放課後活動（余暇支援）の充実
	③地域で生活するための体制整備	23 ホームヘルプサービス等介護給付の充実
		24 ガイドヘルパー等派遣事業の拡充
		25 訪問入浴サービスの推進
		26 一時保護施設の拡充
		27 緊急一時保護（家庭）の実施
		28 機能回復訓練事業の実施
		29 日常生活用具の給付・補装具費の支給
		30 心身障害者や難病患者への福祉手当の支給
		31 障害者の家族のネットワークづくりの促進
		32 介護を行う家族支援の充実
		33 障害者が暮らしやすい住宅の整備
		34 住宅設備改善の給付
		35 社会参加への環境整備
		36 情報機器の活用
		37 重層的支援体制の強化

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目
柱３ 地域で支え合い、活躍できる環境整備	①障害者就労のさらなる促進	38 情報提供・相談機能の強化
		39 就労ネットワークの構築
		40 就労移行支援施設等の活用
		41 個別移行支援計画の活用
		42 就労定着の推進
		43 企業への啓発及び就労・雇用の拡大
		44 通所施設での福祉的就労の促進
		45 雇用施策との連携による重度障害者等への就労支援
	②共に学べる学習環境の推進	46 通常学級における支援の充実
		47 通常学級における障害理解の推進
		48 就学前の療育の充実
		49 特別支援学級の充実
		50 高等教育の機会の確保
		51 講座・講習を受けるための環境整備
		52 自主的な学習活動を行うための場の提供
		53 重度障害者への大学修学支援
	③スポーツ・文化芸術活動の推進	54 イベント等による活動の促進

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目
柱４ インクルーシブ社会の推進	①障害理解、差別解消、虐待防止、権利擁護のさらなる推進	55 障害理解に関する教育の推進
		56 権利擁護の推進
		57 成年後見制度の利用促進
		58 再犯防止の推進
	②地域で支え合える生活環境の推進	59 交流活動の推進
		60 ボランティア参加のための環境整備
	③バリアフリー社会の推進	61 バリアフリー化の促進
		62 移動環境の整備

方針を支える柱	目標達成のための取組み	施策項目
柱５ 質の高い生活環境の提供	①防災・防犯対策の連携・強化	63 防災対策の推進
		64 福祉避難所の整備
		65 防犯対策の推進
	②福祉サービスの質の向上	66 福祉関係者の資質向上
		67 福祉人材の確保
	③障害者施設整備の充実	68 居住施設等の整備
		69 共生型サービス事業所の整備
		70 療育の整備

（２）主な見直し内容　　◎：中核市権限である事業者指定の活用により、効果を高めることを想定している項目

章	主な修正・追加内容
第１章 計画策定にあたって	・計画策定後の法制度の動向を追加 ・基幹相談支援センター開設の記載追加 ・自立支援協議会による見直し体制への変更を反映
第２章 障害者福祉の現状と課題	・障害者手帳所持者数、障害福祉サービス利用者数等の最新データへ更新 ・教育環境、障害者就労状況等の関連データを更新 ・現状分析を踏まえ、施策推進の課題を再整理
第３章 計画の基本的な考え方	・「生活課題の深刻化を防ぐ予防型福祉行政」の考え方を追加（重度化防止・早期支援・虐待防止・家族支援）
第４章 障害者計画（施策の展開）	・地域ニーズに応じた事業者指定等の中核市権限を活用した施策推進の説明を追加　◎ ・基幹相談支援センターを中心とした相談支援体制（セルフプランの低減含む）の強化　◎ ・医療的ケア児・者、重症心身障害児・者への支援の充実　◎ ・発達障害等へのライフステージに応じた切れ目ない支援体制の充実 ・巡回発達相談の充実と５歳児健康診査による早期発見・支援の強化 ・福祉人材の確保・定着支援の充実　◎ ・障害者本人の能力等を客観的に評価する就労アセスメントの活用による就労支援等　◎ ・インクルーシブ社会の推進、手話施策推進法への対応 ・障害理解促進及び八王子づくり条例見直しの検討 ・災害時支援体制の強化（個別避難計画・医療的ケア児者支援） ・障害者施設整備方針の見直し（条件付指定・総量規制の検討・支援困難者受入促進、人材定着支援によるサービスの質の向上）　◎
第５章 障害福祉計画・障害児福祉計画（サービス提供について）	・国の基本指針を踏まえて、第８期障害福祉計画、第４期障害児福祉計画として成果目標を更新 ・活動指標及びサービス見込量を令和 9～11 年度版へ更新
第６章 各計画の推進に向けて	・中間見直しに関する項目を削除

（３）中核市権限を活用した施設整備方針の見直し

施設整備方針の概要	改定理由
事業者指定の審査の厳格化	国の事業者指定事務の審査・指導の厳格化の方針を受けての改定
障害者の安全・安心の確保を図る市街化区域内の新耐震基準（耐震改修済み）施設での合理的配慮による事業所運営の徹底	第７期障害福祉計画･第３期障害児福祉計画において施策等に分散して記載のあった内容を整備に関する方針の一つとして見せるため。
支援の質の向上と地域で必要とされるサービスの供給を図る中核市権限の活用（条件付指定の実施、総量規制の検討）	障害者総合支援法及び児童福祉法に基づく条件付指定の実施と、今後の総量規制の実施可能性について示すため。

（４）成果目標と活動指標（サービス見込量）の設定

ア　主な成果目標

項目	基準年度の実績値	目標値
福祉施設の入所者の地域生活への移行	2人(R7)	令和9～11年度に 21 人(6%)
就労移行支援事業所　一般就労への移行者数	187 人(R6)	令和11年度に 213 人(1.14倍)
重症心身障害児に対して確実にサービスが提供できる事業所数	12 事業所(R7)	令和11年度に 16事業所

イ　主な活動指標（サービス見込量）

項目		R8見込み	R9活動指標	R10 活動指標	R11 活動指標
居宅介護	利用者数	665	667	670	675
就労継続支援(A 型)	利用者数	250	250	250	250
就労継続支援(B 型)	利用者数	2,100	2,100	2,100	2,100
共同生活援助	利用者数	1,185	1,215	1,245	1,275
計画相談支援	利用者数	2,917	3,033	3,154	3,280
児童発達支援	利用者数	1,230	1,303	1,381	1,463
放課後等デイサービス	利用者数	2,249	2,350	2,360	2,370
移動支援事業	利用者数	774	789	804	820

（５）計画期間

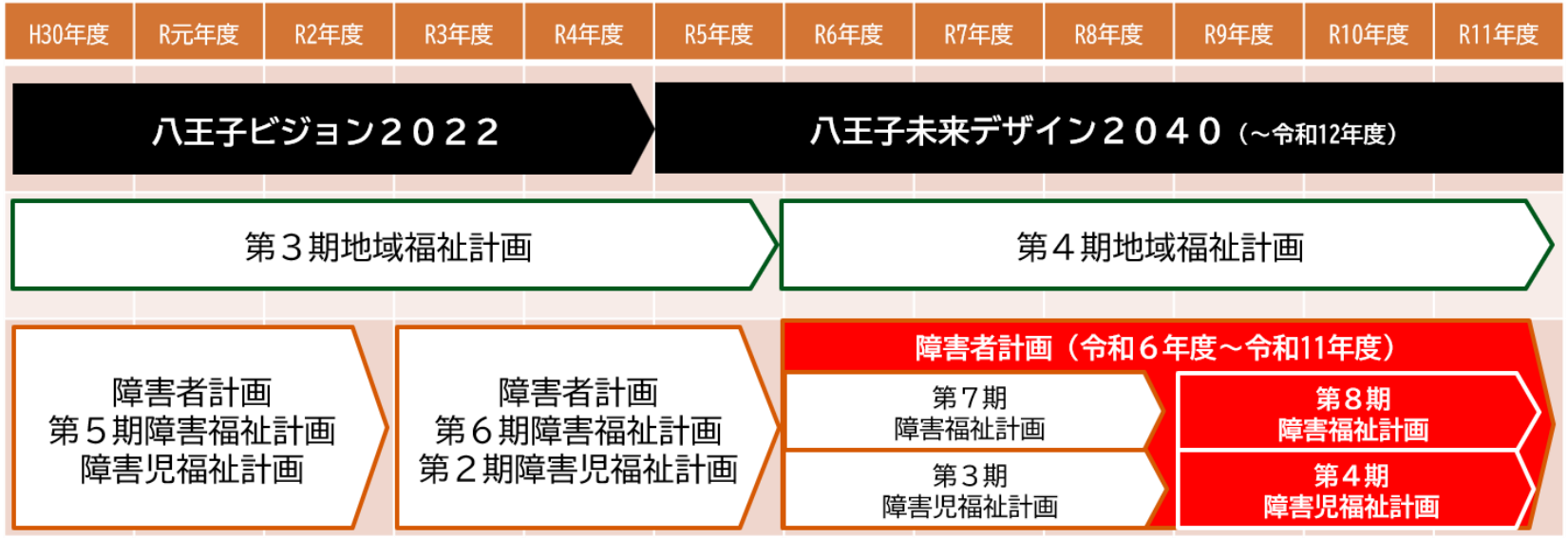

（６）障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画の推進（変更なし）

本計画にあたっては、「計画（Plan）」「実行（Do）」「評価（Check）」「改善（Act）」の「PDCA サイクル」にて、進捗管理を行います。

また、毎年、各計画の進捗状況を把握し、障害者施策や関連施策の動向も踏まえながら、計画について分析・評価を行います。毎年行う評価及び実績については、八王子市障害者地域自立支援協議会に報告し、意見を聴くとともに、その結果について公表します。